

令和3年第15回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第2号から議案第5号）を除く

令和3年第15回教育委員会会議

1 日 時 令和3年10月4日(月)13時30分～14時55分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	丹 尾 結 子
生涯学習推進課長	村 上 玄 光
学校施設担当部長	松 原 和 幸
学校施設課長	前 田 憲 一
学校教育部長	相 沢 克 明
教育課程担当課長	伊 達 峰 史
児童生徒担当部長	長谷川 正 人
児童生徒担当課長	高屋敷 優
教職員担当部長	三戸部 文 彦
教職員課長	烝 野 直 樹
スポーツ部長	石 川 義 浩
企画事業課長	深 井 貴 広
総務課長	井 上 達 雄
庶務係長	松 平 健 次
書 記	村 上 彰 隆

4 傍聴者 5名

5 議 題

- 報告第1号 札幌市立高等学校及び中等教育学校におけるスクール・ミッションの再定義について
- 議案第1号 札幌市教育委員会学校等使用規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第2号 札幌市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第3号 札幌市情報公開・個人情報保護審査会の答申に係る裁決案について
- 議案第4号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第5号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和3年第15回教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議録の署名は、道尻豊委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

本日の議案第2号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第3号は審査請求に関する事項、議案第4号及び議案第5号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第2号、第3号及び第5号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号から第5号は、公開しないことといたします。

【議 事】

◎**報告第1号** 札幌市立高等学校及び中等教育学校におけるスクール・ミッションの再定義について

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。

報告第1号、札幌市立高等学校及び中等教育学校におけるスクール・ミッションの再定義についてです。事務局から説明をお願いします。

○**学校教育部長** 学校教育部長の相沢でございます。私から、報告第1号につきまして御報告申し上げます。

お手元の報告第1号「札幌市立高等学校及び中等教育学校におけるスクール・ミッションの再定義について」の、インデックス【資料】を御覧下さい。

最初に、「1 これまでの経緯」でございますが、本年1月の中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」において、高等学校には様々な背景をもつ生徒が在籍しており、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現するために、各校がこれまで以上に特色化・魅力化を進め、生徒の可能性や能力を最大限に伸ばさせるものへと転換することが示され、本年3月、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令により、各高等学校等に期待される社会的役割や存在意義を明確にするためのスクール・ミッションを設置者が再定義することとなった次第です。

このような経緯を経て、札幌市においても市立高等学校7校と中等教育学校

1校の計8校が、これまでの伝統や特色化を踏まえるとともに、平成29年3月に策定した「札幌市立高校教育改革方針」における「市立高校の将来像」を基本方針として、スクール・ミッション案を作成し、それを教育委員会が精査した上で、このたび、別表に記載のとおり再定義したところです。

次に、「2 教育委員会が再定義したスクール・ミッション」について御説明いたします。

それでは、資料を1枚おめくりいただき、2枚目の別表を御覧ください。

スクール・ミッションを再定義するに当たりましては、各校の特色を踏まえ、期待される社会的役割や存在意義を明確にしておりますが、全日制におきましては、全般的に社会に貢献する人材を育成する学びの場としているのに対して、定時制においては、セーフティーネットとしての学びの場としております。

このことについて、2校をピックアップし、その概要について簡単に御説明いたします。

まず、表の一番上にあります、全日制の旭丘高校を御覧ください。

来年度から数理データサイエンス科が新設される旭丘高校では、データの分析・活用といった分野の学習を通して数理的思考力と情報活用能力を育成するとともに、他者との協働により個々の資質・能力を伸ばし、社会の発展に貢献できる人材を育成する内容となっております。

一方で、表の一番下にあります定時制の大通高校についてですが、大通高校には、年齢や生い立ちなど多様な生徒たちが在籍しております。その全ての生徒が、自立という目標に向かって充実した学校生活を過ごせるよう、生徒一人一人の個性を尊重し、豊かな人間性を育むことや、物事に挑戦する意欲を引き出し、それを支えることができる学びの場であるという内容となっております。

その他の学校については、後ほど御確認ください。

説明資料1枚目にお戻り下さい。

「3 今後の対応」についてですが、再定義したスクール・ミッションを決定した後、各高等学校及び中等教育学校へ通知します。

その後、各校においては、再定義されたスクール・ミッションに基づきまして、高等学校学習指導要領に定めるところにより、卒業までの「育成を目指す資質・能力に関する方針」、そのために必要となる、在学中の学習に関する「教育課程編成及び実施に関する方針」、更に入学する生徒のための「入学者の受入れに関する方針」という、三つの方針を12月までに策定し、公表することとなっております。

私からの報告は以上でございます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただ今の説明に対する御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○**石井委員** スクール・ミッションの再定義は、学校理念の根幹を決めるような、大変重要なことだと理解しております。

2点ほど質問させていただきたいのですが、まず、今回の省令を受けて、4月以降、各学校においてスクール・ミッション案を検討してきたと思うのですけれども、各学校がどのように検討してきたのか、教えていただきたいと思います。例えば、PTAや地域、企業と意見交換をしたですとか、教育委員会がどのように助言を行ってきたかなどについて、御説明いただけますでしょうか。

2点目ですが、「3 今後の対応」の(2)において、三つの方針を12月までに策定するという記載がありますが、これは国などから決められている期限のようなものがあって、このタイミングになっているのでしょうか。

○**学校教育部長** まず一点目の、これまでどのように検討を進めてきたかということにつきまして、基本的には各学校に対して、PTAや地域などの意見に加え、これまで各学校が進めてきた伝統や取組などを踏まえて検討するようというのを要請したところであり、それぞれの学校によって方法は様々あったかと思えますけれども、教育委員会からの要請や通知に基づいて検討いただき、今回、案として作成いただいたものと認識しております。

また、各学校と教育委員会とでやり取りにつきましては、各学校から案が出てきた段階で、全体として統一すべき内容であります「札幌市立高校の将来像」が各学校のスクール・ミッション案に位置付いているか、その辺りを我々としてもしっかり見ながら、各学校とやり取りをしてきたという経緯がございます。

二点目、各方針の作成期限につきまして、前提としてこの期限は各学校設置者において定めることとしており、「入学者の受入れに関する方針」に関しては、これを公表した上で志願をしていただくのが望ましいということで、12月に設定させていただきました。

○**石井委員** ありがとうございます。

○**阿部委員** 別表に記載されているスクール・ミッションについて、これは再定義されたものということなのですが、これまで定義されていたものからどう変わっているのかを教えてくださいませんか。

○**学校教育部長** 基本的には、各学校の学校教育目標を踏まえて定義をしておりますので、大きく流れが変わっているということではないのですけれども、それぞれの使われている言葉などについては、「札幌市立高校の将来像」などを踏まえて、今の時代にマッチするように整理されているかなと思います。

○**阿部委員** 少し気になったのは、これから入学してくる方はこのミッションを見て入学してくるわけですが、特に在校生の方々に対して、これまでと大きな違いが生じて混乱や誤解を生むことが無いように、丁寧な説明が必要になるのではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。

○**学校教育部長** 先程御説明させていただいたとおり、今回のスクール・ミッションはこれまでの流れを汲んだものでありますので、大きな齟齬はないというのが前提としてございます。

ただし、今回新たに言葉として定義をした、ということにはなりますので、その部分については、在校生や保護者の皆様に対しても、各学校から丁寧に説明していただくことになろうかと思えます。

○**阿部委員** わかりました。

○**檜田教育長** 各学校においては、学校関係者の評価の制度もありますし、学校評議員もいらっしゃいますので、そういった関係の方々にも説明をしながら、コロナ禍ではありますけれども、12月に何とか間に合わせて、新入生を迎える、ということで進めてきたということです。

今、委員から御指摘いただいた内容については、しっかりと学校にお伝えし、より良い学校づくりに生かしていただくことになると思います。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、報告第1号については以上とさせていただきます。

◎議案第1号 札幌市教育委員会学校等使用規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案

○檜田教育長 続きまして、議案第1号、札幌市教育委員会学校等使用規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案についてです。

事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 議案第1号、「札幌市教育委員会学校等使用規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案」について御説明いたします。

今回の改正の背景といたしまして、国において、デジタル時代における規制・制度見直しの一環としまして、押印原則を見直すべくマニュアルを策定し、いわゆる認印は本人確認の手段としての効果は大きくないため、押印を求める趣旨の合理性が乏しい等の考え方が示されております。

本市におきましても、国のマニュアルの考え方にのっとりまして、「札幌市押印義務の見直し指針」が策定され、認印の押印義務を原則廃止することとされております。

このことに伴い、札幌市教育委員会の各規則におきましても認印の押印義務を見直し、今回、「札幌市教育委員会学校等使用規則」及び「博物館の登録に関する規則」の押印義務を廃止することが適当と考え、本案を提出するものです。

それでは、本案の具体的内容について、札幌市教育委員会学校等使用規則から御説明いたします。

インデックス「新旧対照表1」を御覧ください。左側が現行規則、右側が改正規則案となっております。

第1条におきましては、条項ずれ等の規定整備を行い、第9条と重複しております、第9条の2を削除いたします。

次にインデックス「新旧対照表2」を御覧ください。同規則の様式についての改正案となります。

様式1につきましては、押印義務の原則廃止にのっとり、申請者の認印を廃止するほか、所要の規定整備を行います。様式2につきましても、所要の規定整備を行うところでございます。

続きまして、博物館の登録に関する規則について御説明いたします。インデックスの「新旧対照表3」を御覧ください。

様式1、様式3及び様式4につきましては、登録の申請並びに登録事項等の変更及び廃止の届出における申請書等への押印を廃止いたします。

説明は以上でございます。本案のとおり札幌市教育委員会学校等使用規則及

び博物館の登録に関する規則を改正してよろしいか、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただ今の説明に対する御意見、御質問等がございましたら、お願ひいたします。

○**佐藤委員** 御提案のとおりでよろしいかと存じます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については、提案どおり決定させていただきます。

議案第2号から議案第5号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

[傍聴者退席]

以下 非公開